

確定申告 情報 1

「医療費通知」が 医療費控除申告に使えます

後期高齢者医療・国民健康保険

医療費通知の取り扱いは制度によって異なります

ご家庭の医療費の状況をお伝えするため、医療保険制度では定期的に「医療費通知」をお送りしています。この医療費通知を添付することで、確定申告（住民税申告）の「医療費控除」

を申告するときに必要な「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。

医療費通知の取り扱いなど詳しくは、下表をご覧ください。

| 制度名 | 後期高齢者医療 | | 安来市国民健康保険 | | 社会保険等 |
|-----------|---|-----------------|--------------------|----------------|--|
| 発送の 時期 | 受診月 | 発送月 | 受診月 | 発送月 | 加入している社会保険の窓口にお問い合わせください。制度によって、利用できる場合とできない場合があります。 |
| | 平成30年11月～ 平成31年4月 | 送付済み | 平成31年1月～ 3月 | 送付済み | |
| | 令和元年5月～10月 | 令和2年1月下旬 | 平成31年4月～ 令和元年6月 | 送付済み | |
| | ※令和元年11月・12月の受診分は医療機関が発行する領収書にもとづき「医療費控除の明細書」を作成してください。 | | 令和元年7月～ 9月 | 令和2年1月中旬 予定 | |
| | | 令和元年10月～ 12月 | 令和2年2月中旬 予定 | | |
| 問い合わせ | 保険年金課 Tel 23-3085 | | 保険年金課 Tel 23-3087 | | 各保険者 |

【注意事項】

- 医療費通知の額と領収書の額が異なる場合があります。これは、審査の結果や端数処理によるものです。
- 保険金などで補てんされる金額（生命保険、高額療養費、子ども医療費、福祉医療費等）は対象となりません。実際にお支払いになった金額に訂正して申告してください。
- 医療費通知に記載されていない医療費や、保険外負担された医療費がある場合は、領収書に基づき「医療費控除の明細書」に直接、書き加えてください。

医療費控除の申告に必要な「医療費控除の明細書」の作成方法は、次の2とおり

①【医療費通知を利用するとき】

「医療費通知」を添付し、医療費明細部分の記入を省略する。（領収書は添付不要。保管義務なし）

②【医療費通知を利用しないとき】

医療機関の発行する領収書に基づき、医療費明細部分に直接、記入する。（領収書は添付不要。ただし5年間の保管義務あり）

▶申告に添付する「医療費控除の明細書」（下の部分は表示していません）。医療費通知を添付するときは、赤枠部分の記入が不要になります。

確定申告の医療費控除について詳しいことは
松江税務署 Tel 0852-21-7711 へ問い合わせください